

◎佐賀県条例第35号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>416,600円</u> (2)～(4) 略 2・3 略 (通勤手当) 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担す	(初任給調整手当) 第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>417,600円</u> (2)～(4) 略 2・3 略 (通勤手当) 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。）を負担

改正前	改正後
ることを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項及び第４項</u>において「運賃等相当額」という。） (2) 前項第２号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して<u>40,300円</u>の範囲内において人事委員会規則で定める額 (3) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前２号に定める額に<u>300円を加算した額</u>、第１号に定める額又は前号に定める額	ることを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第４項及び第５項</u>において「運賃等相当額」という。） (2) 前項第２号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して<u>52,000円</u>の範囲内において人事委員会規則で定める額 (3) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額 <u>3 第１項第３号に掲げる職員であって、自転車等の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）</u>

改正前	改正後
3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、<u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 略 (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 <u>前項の規定による額</u> 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が8万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、8万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>5～8</u> 略 (特地勤務手当等)	<u>には、前項第3号に定める額のほか、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を通勤手当として支給する。</u> 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、<u>前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 略 (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 <u>前2項の規定による額</u> 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>第3項の規定により支給する額</u>及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が8万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、8万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>6～9</u> 略 (特地勤務手当等)

改正前	改正後
第11条の2 略 2 略 3 <u>特地公署が第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当の地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u> 第11条の3 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。 2 略 （宿日直手当） 第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>7,400円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定める	第11条の2 略 2 略 第11条の3 <u>新たに給料表の適用を受けることとなった職員が特</u> <u>地公署若しくは人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）に勤務するため住居を移転した場合、</u> <u>職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した</u> <u>場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該適用若しくは異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特</u> <u>地公署又は準特地公署に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定め</u> <u>るところにより、当該適用若しくは異動又は公署の移転の日から3年以内の期間（当該適用若しくは異動又は公署の移転の日</u> <u>から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の</u> <u>月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手</u> <u>当に準ずる手当を支給する。</u> 2 略 （宿日直手当） 第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>7,700円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定める

改正前	改正後
ものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、<u>11,100円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 2 略 （期末手当） 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはなら	ものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,050円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、<u>11,550円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 2 略 （期末手当） 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはなら

改正前	改正後
ない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略	ない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500	424,900	476,600	530,500
	2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100	426,800	481,900	537,300
	3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800	428,700	486,900	542,400
	4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400	430,500	491,500	546,700
	5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000	432,300	495,600	550,100
	6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800	434,200	499,000	553,300
	7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300	436,000	501,900	556,300

職員	8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900	437,800	504,500	558,800
	9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300	439,400	506,500	560,800
	10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900	440,900		
	11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500	442,400		
	12	213,700	259,500	290,100	328,100	354,700	388,000	444,000		
	13	215,200	260,700	291,100	329,500	356,200	389,900	445,500		
	14	217,000	261,900	292,400	331,100	357,900	391,800	446,800		
	15	218,700	263,100	293,700	332,700	359,500	393,800	448,100		
	16	220,400	264,300	294,900	334,300	361,000	395,600	449,300		
	17	221,600	265,400	296,100	335,700	362,400	397,100	450,500		
	18	223,200	266,500	297,500	337,400	364,100	398,900	451,800		
	19	224,800	267,700	298,700	339,100	365,700	400,600	453,100		
	20	226,300	268,800	299,900	340,700	367,300	402,200	454,400		
	21	227,900	269,700	300,900	342,100	368,500	404,000	455,600		
	22	229,500	270,700	302,100	343,800	370,000	405,400	456,400		
	23	231,100	271,700	303,300	345,500	371,500	406,800	457,200		
	24	232,700	272,700	304,600	347,100	373,000	408,200	458,000		
	25	234,400	273,700	305,900	348,400	374,700	409,600	458,600		
	26	236,000	274,600	306,900	350,300	376,500	410,800	459,200		
	27	237,400	275,400	308,000	352,000	378,200	412,000	459,800		
	28	238,700	276,300	309,000	353,600	379,900	413,100	460,400		
	29	240,000	277,200	310,100	355,100	381,300	414,200	461,100		
	30	241,100	278,000	311,300	356,700	382,600	415,400	461,900		
	31	242,200	278,800	312,400	358,400	383,800	416,500	462,300		
	32	243,300	279,500	313,600	360,000	385,200	417,600	463,000		
	33	244,400	280,200	314,700	361,700	386,300	418,300	463,600		

34	245, 300	281, 000	316, 000	363, 500	387, 200	419, 000	464, 000
35	246, 200	281, 800	317, 300	365, 300	388, 300	419, 600	464, 400
36	247, 300	282, 400	318, 700	367, 100	389, 300	420, 300	464, 800
37	248, 300	283, 100	319, 900	368, 700	390, 100	420, 900	465, 200
38	249, 200	283, 900	321, 200	370, 100	391, 000	421, 500	465, 500
39	250, 100	284, 600	322, 500	371, 500	391, 900	422, 000	465, 800
40	250, 900	285, 300	323, 800	372, 900	392, 700	422, 400	466, 100
41	251, 700	286, 000	325, 100	374, 400	393, 500	422, 800	466, 400
42	252, 400	286, 700	326, 300	375, 200	394, 300	423, 000	466, 700
43	253, 000	287, 500	327, 700	376, 100	395, 100	423, 400	467, 000
44	253, 600	288, 200	328, 800	377, 100	395, 800	423, 700	467, 300
45	254, 300	288, 900	329, 700	378, 100	396, 500	424, 000	467, 600
46	254, 900	289, 500	331, 000	379, 200	397, 200	424, 300	
47	255, 500	290, 200	332, 300	380, 100	397, 900	424, 600	
48	256, 100	290, 800	333, 600	381, 100	398, 700	424, 900	
49	256, 600	291, 500	334, 700	382, 000	399, 200	425, 100	
50	257, 300	292, 100	336, 000	382, 700	399, 800	425, 400	
51	257, 900	292, 800	337, 200	383, 400	400, 400	425, 600	
52	258, 400	293, 500	338, 500	384, 000	401, 100	425, 900	
53	258, 800	294, 000	339, 800	384, 400	401, 500	426, 100	
54	259, 200	294, 600	340, 800	385, 000	402, 100	426, 400	
55	259, 500	295, 200	341, 900	385, 600	402, 700	426, 700	
56	259, 800	295, 900	343, 000	386, 300	403, 200	427, 000	
57	260, 100	296, 500	343, 700	386, 600	403, 600	427, 200	
58	260, 400	297, 100	344, 600	387, 300	404, 200	427, 500	
59	260, 700	297, 800	345, 300	388, 100	404, 800	427, 800	

60	261, 000	298, 500	346, 100	388, 700	405, 300	428, 000
61	261, 300	299, 100	346, 900	389, 000	405, 700	428, 200
62	261, 600	299, 700	347, 300	389, 500	406, 200	428, 500
63	261, 900	300, 200	347, 900	390, 100	406, 700	428, 800
64	262, 200	300, 700	348, 600	390, 700	407, 300	429, 000
65	262, 500	301, 200	349, 400	391, 000	407, 600	429, 200
66	262, 800	301, 800	350, 100	391, 600	408, 100	
67	263, 100	302, 300	350, 800	392, 300	408, 400	
68	263, 400	302, 900	351, 400	392, 900	408, 800	
69	263, 700	303, 300	351, 900	393, 300	409, 100	
70	264, 000	303, 800	352, 500	393, 800	409, 400	
71	264, 300	304, 300	353, 000	394, 400	409, 700	
72	264, 600	304, 900	353, 600	394, 900	409, 900	
73	264, 900	305, 400	353, 900	395, 400	410, 100	
74	265, 200	305, 800	354, 400	396, 000	410, 400	
75	265, 500	306, 100	354, 700	396, 400	410, 700	
76	265, 800	306, 400	355, 100	396, 700	410, 900	
77	266, 100	306, 600	355, 500	397, 100	411, 100	
78	266, 400	306, 900	356, 000	397, 600	411, 400	
79	266, 700	307, 100	356, 500	398, 100	411, 700	
80	267, 100	307, 500	357, 000	398, 500	411, 900	
81	267, 400	307, 700	357, 300	398, 900	412, 100	
82	267, 700	307, 900	357, 800	399, 400	412, 400	
83	268, 000	308, 200	358, 200	399, 800	412, 700	
84	268, 300	308, 400	358, 600	400, 200	412, 900	
85	268, 600	308, 700	358, 900	400, 500	413, 100	

	86	268, 900	308, 900	359, 300	400, 900					
	87	269, 200	309, 200	359, 700	401, 300					
	88	269, 500	309, 500	360, 100	401, 700					
	89	269, 800	309, 800	360, 300	402, 000					
	90	270, 100	310, 100	360, 700	402, 400					
	91	270, 400	310, 400	361, 100	402, 800					
	92	270, 700	310, 700	361, 500	403, 200					
	93	271, 000	310, 900	361, 700	403, 500					
	94		311, 100	362, 000						
	95		311, 400	362, 400						
	96		311, 800	362, 700						
	97		312, 000	363, 000						
	98		312, 300	363, 400						
	99		312, 600	363, 800						
	100		313, 000	364, 200						
	101		313, 200	364, 700						
	102		313, 500	365, 100						
	103		313, 800	365, 500						
	104		314, 100	365, 900						
	105		314, 300	366, 400						
	106		314, 600	366, 800						
	107		314, 900	367, 100						
	108		315, 200	367, 400						
	109		315, 400	367, 900						
	110		315, 700							
	111		316, 100							

	112		316,400							
	113		316,600							
	114		316,800							
	115		317,100							
	116		317,600							
	117		317,800							
	118		318,000							
	119		318,300							
	120		318,600							
	121		318,900							
	122		319,100							
	123		319,400							
	124		319,700							
	125		320,000							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		202,300	230,100	272,200	293,000	308,800	335,200	378,500	413,300	467,000

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,900	249,100	272,400	311,300	347,600	369,400	400,700	437,500	484,700
	2	230,300	251,300	274,300	312,300	349,100	371,100	402,400	439,100	490,700
	3	232,800	253,600	276,400	313,300	350,500	372,900	404,100	440,600	495,700
	4	235,200	255,800	278,500	314,200	352,000	374,500	405,800	442,100	499,900
	5	237,500	258,000	280,500	314,800	353,600	376,100	407,300	443,700	504,000
	6	239,900	260,000	281,800	315,500	355,000	377,800	408,900	445,300	507,400
	7	242,400	262,100	283,200	316,100	356,300	379,400	410,500	446,700	510,300
	8	244,600	263,900	284,500	316,800	357,600	380,900	412,100	448,100	512,800
	9	246,800	265,700	285,800	317,400	358,900	382,400	413,700	449,200	515,100
	10	248,900	267,400	287,100	318,100	360,500	384,100	415,300	450,600	
	11	251,000	269,100	288,300	318,800	362,100	385,700	416,900	452,100	
	12	253,100	270,500	289,500	319,400	363,800	387,300	418,500	453,700	
	13	255,000	271,900	290,700	320,100	365,200	388,900	420,000	455,000	
	14	257,000	273,800	291,700	320,800	366,800	390,500	422,000	456,700	
	15	259,000	275,100	292,800	321,400	368,300	392,100	424,100	458,300	
	16	260,600	276,500	294,200	322,200	369,800	393,800	426,100	459,900	
	17	262,300	277,900	295,300	323,000	371,300	395,400	427,600	461,300	
	18	263,800	279,100	296,400	323,800	373,000	397,000	429,300	463,000	
	19	265,300	280,300	297,500	324,800	374,500	398,600	430,900	464,800	
	20	266,800	281,400	298,600	325,600	376,000	400,200	432,600	466,400	
	21	268,300	282,800	299,800	326,500	377,500	401,700	434,300	467,800	

22	269, 800	283, 900	300, 400	327, 700	379, 100	403, 400	435, 800	468, 500
23	271, 300	285, 100	300, 900	329, 000	380, 700	405, 100	437, 300	469, 200
24	272, 900	286, 200	301, 500	330, 300	382, 300	406, 800	438, 700	469, 900
25	274, 400	287, 500	301, 900	331, 500	383, 800	408, 500	439, 900	470, 300
26	275, 600	288, 800	302, 600	333, 100	385, 500	410, 500	441, 400	470, 800
27	276, 800	290, 000	303, 100	334, 400	387, 200	412, 300	442, 900	471, 400
28	278, 000	291, 200	303, 600	335, 400	388, 800	414, 300	444, 400	472, 000
29	279, 200	292, 100	304, 000	336, 300	390, 400	416, 000	445, 900	472, 600
30	280, 300	293, 200	304, 600	337, 500	392, 000	417, 400	447, 200	473, 300
31	281, 400	294, 300	305, 100	338, 600	393, 700	418, 600	448, 400	473, 900
32	282, 600	295, 300	305, 600	339, 700	395, 300	419, 900	449, 600	474, 400
33	283, 900	296, 500	306, 100	340, 800	397, 000	420, 900	450, 600	474, 900
34	285, 200	297, 100	306, 700	342, 000	399, 000	422, 000	451, 300	475, 200
35	286, 400	297, 700	307, 100	343, 300	401, 000	423, 000	452, 000	475, 500
36	287, 700	298, 300	307, 500	344, 300	403, 000	424, 100	452, 700	475, 900
37	288, 600	298, 700	308, 000	345, 400	404, 800	425, 200	453, 200	476, 200
38	289, 600	299, 300	308, 600	346, 600	406, 500	426, 300	453, 700	476, 400
39	290, 700	299, 900	309, 200	347, 800	408, 000	427, 400	454, 100	476, 700
40	291, 800	300, 400	309, 700	349, 000	409, 500	428, 500	454, 400	476, 900
41	293, 100	300, 800	310, 300	350, 100	410, 700	429, 700	454, 700	477, 200
42	293, 700	301, 400	311, 000	351, 200	411, 700	430, 500	455, 000	477, 400
43	294, 300	302, 000	311, 700	352, 400	412, 700	431, 300	455, 300	477, 600
44	294, 800	302, 600	312, 300	353, 700	413, 800	431, 900	455, 600	477, 800
45	295, 200	303, 000	313, 000	354, 800	414, 800	432, 400	455, 800	478, 200
46	295, 700	303, 500	313, 800	356, 100	415, 900	433, 100	456, 100	
47	296, 200	304, 000	314, 600	357, 300	417, 000	433, 900	456, 400	

48	296, 700	304, 500	315, 300	358, 500	418, 100	434, 500	456, 600
49	297, 100	305, 000	316, 100	359, 700	419, 400	435, 200	456, 900
50	297, 600	305, 500	317, 100	361, 000	420, 200	435, 600	457, 200
51	298, 100	306, 100	318, 100	362, 300	421, 000	436, 200	457, 500
52	298, 600	306, 600	319, 100	363, 700	421, 600	436, 800	457, 800
53	299, 100	307, 200	320, 100	364, 600	422, 100	437, 200	458, 000
54	299, 700	307, 800	321, 200	365, 900	422, 800	437, 600	458, 300
55	300, 100	308, 500	322, 200	367, 100	423, 500	438, 100	458, 500
56	300, 500	309, 100	323, 300	368, 300	424, 200	438, 600	458, 800
57	301, 000	309, 700	324, 300	369, 400	424, 500	439, 100	459, 000
58	301, 500	310, 500	325, 400	370, 700	425, 200	439, 600	459, 300
59	302, 000	311, 300	326, 500	372, 100	425, 900	440, 000	459, 600
60	302, 500	312, 000	327, 600	373, 600	426, 400	440, 400	459, 800
61	303, 000	312, 900	328, 400	374, 900	426, 800	440, 800	460, 000
62	303, 400	313, 700	329, 500	376, 400	427, 200	441, 100	460, 300
63	303, 900	314, 500	330, 600	377, 900	427, 700	441, 400	460, 600
64	304, 300	315, 400	331, 700	379, 300	428, 200	441, 700	460, 900
65	304, 800	316, 200	332, 700	380, 500	428, 700	441, 900	461, 100
66	305, 300	317, 000	333, 800	381, 900	429, 100	442, 200	
67	305, 700	317, 800	334, 900	383, 300	429, 600	442, 500	
68	306, 100	318, 600	336, 000	384, 700	430, 100	442, 700	
69	306, 600	319, 500	337, 000	385, 800	430, 600	442, 900	
70	307, 000	320, 300	338, 100	387, 000	431, 100	443, 200	
71	307, 400	321, 200	339, 300	388, 200	431, 700	443, 600	
72	307, 900	322, 100	340, 500	389, 400	432, 200	443, 800	
73	308, 400	322, 800	341, 200	390, 700	432, 600	444, 000	

74	308, 900	323, 700	342, 500	391, 900	433, 200	444, 300
75	309, 500	324, 600	343, 900	393, 200	433, 700	444, 600
76	309, 900	325, 400	345, 200	394, 300	433, 900	444, 800
77	310, 400	326, 000	346, 400	395, 400	434, 200	445, 000
78	310, 900	326, 900	347, 800	396, 600	434, 700	445, 300
79	311, 500	327, 800	349, 200	397, 700	435, 000	445, 600
80	312, 100	328, 800	350, 600	398, 900	435, 300	445, 800
81	312, 700	329, 700	351, 900	400, 000	435, 600	446, 000
82	313, 200	330, 700	353, 600	400, 600	436, 000	446, 300
83	313, 900	331, 600	355, 100	401, 100	436, 400	446, 600
84	314, 500	332, 700	356, 600	401, 600	436, 800	446, 800
85	315, 100	333, 600	358, 000	402, 200	437, 100	447, 000
86	315, 700	334, 600	359, 500	402, 800	437, 500	
87	316, 400	335, 600	361, 000	403, 500	437, 900	
88	317, 100	336, 600	362, 400	404, 100	438, 300	
89	317, 800	337, 500	363, 800	404, 400	438, 700	
90	318, 500	338, 800	365, 000	404, 900	439, 100	
91	319, 200	340, 000	366, 200	405, 400	439, 500	
92	319, 900	341, 200	367, 500	405, 900	439, 900	
93	320, 400	342, 400	368, 800	406, 300	440, 300	
94	321, 300	343, 800	370, 300	406, 700		
95	322, 200	345, 000	371, 800	407, 200		
96	323, 100	346, 200	373, 300	407, 700		
97	323, 800	347, 400	374, 600	408, 100		
98	324, 700	348, 700	375, 800	408, 600		
99	325, 600	349, 900	376, 900	409, 100		

100	326, 500	351, 100	378, 100	409, 500					
101	327, 400	352, 500	379, 200	409, 800					
102	328, 400	353, 500	380, 300	410, 200					
103	329, 400	354, 500	381, 400	410, 600					
104	330, 300	355, 600	382, 500	410, 900					
105	331, 100	356, 700	383, 800	411, 200					
106	331, 700	357, 800	384, 300	411, 700					
107	332, 300	358, 800	384, 900	412, 200					
108	333, 000	359, 800	385, 500	412, 700					
109	333, 500	361, 000	386, 100	413, 000					
110	334, 000	362, 000	386, 600	413, 600					
111	334, 400	363, 100	387, 000	414, 100					
112	334, 900	364, 000	387, 500	414, 600					
113	335, 700	364, 900	387, 900	414, 900					
114	336, 300	365, 800	388, 300	415, 400					
115	337, 000	366, 700	388, 800	415, 900					
116	337, 600	367, 700	389, 300	416, 400					
117	338, 200	368, 700	389, 700	416, 800					
118	338, 900	369, 100	390, 200	417, 300					
119	339, 600	369, 700	390, 800	417, 700					
120	340, 300	370, 300	391, 300	418, 200					
121	340, 900	370, 600	391, 500	418, 600					
122	341, 200	371, 000	392, 000						
123	341, 700	371, 400	392, 500						
124	342, 200	371, 800	392, 900						
125	342, 500	372, 200	393, 500						

	126		372,600	394,000						
	127		373,100	394,500						
	128		373,500	395,000						
	129		373,900	395,300						
	130		374,300	395,800						
	131		374,700	396,300						
	132		375,100	396,800						
	133		375,300	397,100						
	134		375,800	397,600						
	135		376,100	398,000						
	136		376,400	398,400						
	137		376,700	398,700						
	138		377,100	399,100						
	139		377,600	399,600						
	140		378,100	400,100						
	141		378,400	400,400						
	142		378,900							
	143		379,400							
	144		379,900							
	145		380,200							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		258,000	270,200	274,800	307,700	325,200	339,900	364,400	401,000	434,300

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	198,200	249,400	342,300	392,400	464,800
	2	199,300	253,700	344,400	393,900	475,100
	3	200,500	256,500	346,400	395,300	484,900
	4	201,700	259,200	348,300	396,700	494,900
	5	202,800	261,800	350,100	398,100	504,900
	6	205,000	263,600	352,100	399,500	515,000
	7	207,100	265,100	354,100	400,800	523,700
	8	209,200	266,600	356,000	402,200	531,700
	9	211,300	268,100	357,700	403,700	539,600
	10	213,400	270,100	359,300	405,200	546,800
	11	215,400	272,000	360,800	406,600	552,100
	12	217,400	274,000	362,400	408,000	556,700
	13	219,400	276,000	364,100	409,300	559,700
	14	221,300	278,200	365,100	410,800	561,700
	15	223,300	280,400	366,100	412,300	
	16	225,100	282,700	367,000	413,900	
	17	226,800	284,800	368,100	415,400	
	18	228,600	287,100	369,300	417,000	
	19	230,400	289,400	370,500	418,600	
	20	232,300	291,800	371,700	420,300	
	21	234,100	294,200	373,000	421,500	

22	235,900	296,300	374,100	422,900
23	237,600	298,400	375,100	424,400
24	239,300	300,400	376,100	425,700
25	241,000	302,500	377,200	427,000
26	243,200	304,400	378,200	428,300
27	245,100	306,300	379,100	429,800
28	247,000	308,200	380,100	431,300
29	248,900	310,100	381,000	432,500
30	250,000	311,600	381,800	433,800
31	251,100	313,200	382,600	435,400
32	252,300	314,700	383,500	436,900
33	253,700	316,200	384,200	438,200
34	255,000	317,700	384,900	439,600
35	256,400	319,200	385,700	441,000
36	257,800	320,600	386,500	442,400
37	259,200	322,000	387,200	443,900
38	260,700	323,000	387,900	445,300
39	262,300	323,900	388,700	446,700
40	263,900	324,700	389,500	448,100
41	265,300	325,400	390,300	449,200
42	266,600	325,900	391,500	450,500
43	268,000	326,400	392,700	451,900
44	269,400	326,800	394,000	453,200
45	270,900	327,200	394,700	454,100
46	272,300	327,700	395,700	454,900
47	273,500	328,200	396,500	455,800

48	274, 700	328, 600	397, 200	456, 700
49	275, 900	329, 000	397, 900	457, 500
50	277, 000	329, 400	398, 600	458, 300
51	278, 100	329, 700	399, 200	458, 900
52	279, 200	330, 200	399, 800	459, 700
53	280, 200	330, 600	400, 400	460, 100
54	281, 300	331, 000	401, 100	460, 700
55	282, 400	331, 400	401, 900	461, 200
56	283, 400	331, 700	402, 700	461, 700
57	284, 400	332, 100	403, 400	462, 200
58	285, 100	332, 400	404, 200	
59	285, 600	332, 900	404, 900	
60	286, 200	333, 200	405, 600	
61	286, 800	333, 600	406, 200	
62	287, 400	334, 100	406, 900	
63	288, 000	334, 700	407, 500	
64	288, 500	335, 200	408, 200	
65	289, 100	335, 600	408, 900	
66	289, 600	336, 200	409, 500	
67	290, 200	336, 700	410, 100	
68	290, 700	337, 300	410, 800	
69	291, 300	337, 800	411, 500	
70	292, 000	338, 300	412, 000	
71	292, 700	338, 800	412, 600	
72	293, 300	339, 400	413, 300	
73	293, 900	339, 900	413, 800	

74	294,500	340,600	414,400
75	295,100	341,300	415,000
76	295,800	342,000	415,500
77	296,400	342,700	416,000
78	297,100	343,300	416,500
79	297,800	344,000	417,000
80	298,300	344,700	417,700
81	298,900	345,400	418,100
82	299,500	346,100	
83	300,200	346,700	
84	300,800	347,300	
85	301,300	347,800	
86	301,900	348,300	
87	302,700	348,700	
88	303,300	349,100	
89	303,800	349,400	
90	304,400	349,900	
91	305,100	350,200	
92	305,700	350,600	
93	306,300	350,900	
94	306,900	351,200	
95	307,500	351,600	
96	308,100	352,000	
97	308,400	352,500	
98	308,900	353,100	
99	309,500	353,600	

	100	310,000	354,100			
	101	310,400	354,600			
	102	310,800	355,100			
	103	311,100	355,500			
	104	311,500	356,000			
	105	311,900	356,400			
	106	312,300	356,800			
	107	312,800	357,300			
	108	313,100	357,700			
	109	313,300	358,200			
	110	313,700	358,600			
	111	314,000	359,000			
	112	314,200	359,400			
	113	314,500	359,900			
	114	314,800	360,300			
	115	315,100	360,700			
	116	315,400	361,100			
	117	315,600	361,600			
	118	315,900	362,000			
	119	316,100	362,400			
	120	316,400	362,900			
	121	316,700	363,300			
定年前再任用短時		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		232,600	276,200	302,200	346,500	407,500

間勤務職員						
-------	--	--	--	--	--	--

- 備考 1 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	

13	342, 000	439, 900	491, 700
14	345, 500	441, 300	493, 400
15	348, 900	442, 800	495, 200
16	352, 300	444, 200	497, 000
17	355, 700	445, 500	498, 800
18	358, 800	447, 000	500, 700
19	362, 000	448, 400	502, 600
20	365, 200	449, 800	504, 500
21	368, 500	451, 100	506, 400
22	371, 600	452, 600	508, 100
23	374, 700	454, 000	509, 900
24	377, 700	455, 400	511, 700
25	380, 800	456, 800	513, 300
26	383, 100	458, 200	515, 100
27	385, 400	459, 500	516, 900
28	387, 600	460, 900	518, 400
29	389, 500	462, 300	519, 800
30	391, 200	463, 600	521, 500
31	392, 900	465, 000	523, 300
32	394, 700	466, 400	525, 000
33	396, 400	467, 700	526, 500
34	398, 200	469, 100	527, 800
35	399, 800	470, 400	529, 100
36	401, 100	471, 800	530, 400
37	402, 500	473, 200	531, 400
38	403, 900	474, 900	532, 700

39	405, 300	476, 500	534, 000
40	406, 700	478, 000	535, 300
41	408, 200	479, 600	536, 300
42	408, 900	480, 800	537, 100
43	409, 500	481, 900	537, 900
44	410, 100	483, 000	538, 700
45	410, 900	484, 000	539, 600
46	411, 500	484, 900	540, 400
47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200

	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年 前再 任用 短時 間勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500

務職員					
-----	--	--	--	--	--

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	203,100	242,300	277,200	296,300	329,600	376,100
	2	205,200	243,600	278,000	297,100	331,000	377,800
	3	207,300	244,900	278,700	297,800	332,400	379,400
	4	209,400	246,200	279,500	298,500	333,900	381,000
	5	211,400	247,400	280,300	299,200	335,300	382,500
	6	213,500	248,500	281,100	299,900	336,900	384,200
	7	215,500	249,500	281,900	300,600	338,400	385,800
	8	217,300	250,400	282,700	301,300	339,900	387,400
	9	219,100	251,500	283,400	302,100	341,300	389,000
	10	221,000	252,700	284,200	302,900	343,000	391,000
	11	223,000	253,800	285,000	303,700	344,500	393,100
	12	225,100	255,000	285,800	304,300	346,000	395,100
	13	226,800	256,200	286,600	304,900	347,400	396,500
	14	228,800	257,400	287,400	306,000	349,000	398,200
	15	231,000	258,600	288,100	307,100	350,500	399,900
	16	233,200	259,700	288,900	308,300	352,000	401,600
	17	235,300	260,700	289,700	309,400	353,600	403,400
	18	236,400	261,700	290,500	310,600	355,200	404,900

19	237, 400	262, 900	291, 300	311, 700	356, 800	406, 400
20	238, 500	263, 900	292, 000	313, 000	358, 300	407, 900
21	239, 600	265, 000	292, 900	314, 200	359, 600	409, 200
22	240, 400	265, 900	293, 800	315, 400	361, 100	410, 500
23	241, 300	266, 700	294, 700	316, 600	362, 600	411, 800
24	242, 200	267, 500	295, 400	317, 700	364, 200	412, 900
25	243, 100	268, 300	296, 100	318, 900	365, 600	414, 100
26	244, 000	269, 100	297, 000	320, 100	367, 100	415, 200
27	244, 900	269, 900	297, 900	321, 200	368, 600	416, 300
28	245, 800	270, 700	298, 600	322, 400	370, 000	417, 400
29	246, 600	271, 400	299, 400	323, 700	371, 400	418, 200
30	247, 400	272, 300	300, 400	324, 900	373, 100	419, 000
31	248, 100	273, 100	301, 300	326, 100	374, 500	419, 700
32	248, 900	273, 900	302, 400	327, 300	376, 000	420, 500
33	249, 600	274, 700	303, 400	328, 400	377, 200	420, 900
34	250, 200	275, 500	304, 500	329, 500	378, 300	421, 500
35	250, 900	276, 100	305, 500	330, 700	379, 500	422, 000
36	251, 600	276, 900	306, 400	331, 900	380, 600	422, 400
37	252, 400	277, 800	307, 400	333, 200	381, 600	422, 800
38	253, 000	278, 600	308, 400	334, 400	382, 400	423, 000
39	253, 600	279, 400	309, 400	335, 700	383, 400	423, 400
40	254, 200	280, 100	310, 400	336, 900	384, 500	423, 700
41	254, 800	280, 800	311, 300	337, 800	385, 500	424, 000
42	255, 400	281, 600	312, 600	339, 000	386, 500	424, 300
43	256, 000	282, 500	313, 700	340, 200	387, 500	424, 600
44	256, 500	283, 200	314, 800	341, 400	388, 400	424, 900

45	256, 900	283, 900	315, 800	342, 300	389, 200	425, 100
46	257, 500	284, 700	316, 900	343, 400	390, 000	425, 400
47	257, 900	285, 500	318, 000	344, 400	390, 900	425, 700
48	258, 300	286, 200	319, 000	345, 300	391, 700	426, 000
49	258, 700	286, 900	320, 100	346, 200	392, 200	426, 200
50	259, 200	287, 600	321, 100	347, 100	393, 100	426, 400
51	259, 700	288, 200	322, 200	348, 100	393, 900	426, 700
52	260, 200	288, 900	323, 400	349, 000	394, 700	427, 000
53	260, 500	289, 600	324, 400	349, 500	395, 100	427, 200
54	260, 800	290, 200	325, 400	350, 400	395, 800	
55	261, 100	290, 900	326, 400	351, 100	396, 500	
56	261, 400	291, 500	327, 400	352, 000	397, 100	
57	261, 700	292, 300	328, 300	352, 800	397, 500	
58	262, 100	293, 000	329, 300	353, 100	398, 000	
59	262, 400	293, 700	330, 300	353, 500	398, 600	
60	262, 700	294, 300	331, 200	354, 100	399, 200	
61	263, 000	294, 800	332, 100	354, 700	399, 600	
62	263, 300	295, 400	332, 900	355, 400	400, 100	
63	263, 600	296, 100	333, 600	356, 100	400, 600	
64	263, 900	296, 700	334, 200	356, 700	401, 100	
65	264, 200	297, 200	334, 800	357, 400	401, 700	
66	264, 500	297, 800	335, 500	357, 900	402, 200	
67	264, 800	298, 500	336, 100	358, 500	402, 800	
68	265, 100	299, 100	336, 700	359, 100	403, 500	
69	265, 400	299, 700	337, 300	359, 400	404, 000	
70	265, 700	300, 300	337, 500	359, 900	404, 500	

71	266, 000	300, 900	337, 900	360, 300	404, 900
72	266, 200	301, 500	338, 400	360, 800	405, 300
73	266, 400	302, 100	339, 000	361, 300	405, 600
74	266, 700	302, 700	339, 500	361, 800	406, 100
75	267, 000	303, 100	340, 000	362, 300	406, 500
76	267, 200	303, 500	340, 400	362, 700	406, 900
77	267, 400	303, 800	341, 000	363, 100	407, 300
78	267, 700	304, 100	341, 500	363, 400	
79	268, 000	304, 300	341, 900	363, 600	
80	268, 200	304, 600	342, 400	363, 900	
81	268, 400	304, 900	343, 000	364, 400	
82	268, 700	305, 100	343, 300	364, 700	
83	269, 000	305, 400	343, 500	365, 000	
84	269, 200	305, 700	343, 800	365, 300	
85	269, 400	305, 900	344, 200	365, 700	
86		306, 100	344, 600	366, 000	
87		306, 300	344, 900	366, 300	
88		306, 500	345, 200	366, 600	
89		306, 900	345, 500	367, 000	
90		307, 100	345, 700	367, 300	
91		307, 300	346, 100	367, 500	
92		307, 500	346, 400	367, 800	
93		307, 900	346, 600	368, 100	
94		308, 100	346, 900	368, 500	
95		308, 300	347, 200	368, 900	
96		308, 600	347, 400	369, 300	

	97		308,900	347,600	369,800		
	98		309,100	347,900	370,200		
	99		309,300	348,200	370,600		
	100		309,600	348,400	371,000		
	101		309,900	348,600	371,500		
	102		310,100	348,800			
	103		310,300	349,200			
	104		310,600	349,400			
	105		310,900	349,600			
	106			349,900			
	107			350,300			
	108			350,700			
	109			350,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		203,400	230,200	259,900	274,100	300,800	343,500

- 備考 1 この表は、薬剤師、獣医師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの（第7条の2の規定により管理職手当を支給する職にある職員を除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

第2条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又	(期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の106.25</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又

改正前	改正後
は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略	は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略

（佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 略 2 略 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。 4 略	第3条 略 2 略 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。 4 略

第4条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 略 2 略 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。 4 略	第3条 略 2 略 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。 4 略

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>394,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>445,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>500,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>394,000</u>	2	<u>445,000</u>	3	<u>500,000</u>	（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>410,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>460,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>514,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>410,000</u>	2	<u>460,000</u>	3	<u>514,000</u>
号給	給料月額（円）																
1	<u>394,000</u>																
2	<u>445,000</u>																
3	<u>500,000</u>																
号給	給料月額（円）																
1	<u>410,000</u>																
2	<u>460,000</u>																
3	<u>514,000</u>																

改正前		改正後	
4	565,000	4	580,000
5	644,000	5	662,000
6	753,000	6	773,000
7	879,000	7	902,000

2～4 略

(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)

第8条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の4及び第11条の4並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第11条の2まで及び第21条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、県職員給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

2～4 略

(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)

第8条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及び第11条の4並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第11条の2まで及び第21条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、県職員給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

改正前	改正後
3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、学校職員給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、学校職員給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。

第6条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定	（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定

改正前	改正後
めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、県職員給与条例第17条の4第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、学校職員給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。	めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、県職員給与条例第17条の4第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、学校職員給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
（給与に関する特例） 第5条 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>417,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>481,000</u></td></tr> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>417,000</u>	2	<u>481,000</u>	（給与に関する特例） 第5条 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>433,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>496,000</u></td></tr> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>433,000</u>	2	<u>496,000</u>
号給	給料月額（円）												
1	<u>417,000</u>												
2	<u>481,000</u>												
号給	給料月額（円）												
1	<u>433,000</u>												
2	<u>496,000</u>												

改正前	改正後																																
<table> <tr><td>3</td><td>546,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>632,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>735,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>839,000</td></tr> </table> 2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。 <table> <tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr><td>1</td><td>350,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>386,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>415,000</td></tr> </table> 3～7 略 （佐賀県職員給与条例の適用除外等） 第6条 略 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	3	546,000	4	632,000	5	735,000	6	839,000	号給	給料月額（円）	1	350,000	2	386,000	3	415,000	<table> <tr><td>3</td><td>562,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>649,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>754,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>860,000</td></tr> </table> 2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。 <table> <tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr><td>1</td><td>362,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>399,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>429,000</td></tr> </table> 3～7 略 （佐賀県職員給与条例の適用除外等） 第6条 略 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。	3	562,000	4	649,000	5	754,000	6	860,000	号給	給料月額（円）	1	362,000	2	399,000	3	429,000
3	546,000																																
4	632,000																																
5	735,000																																
6	839,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	350,000																																
2	386,000																																
3	415,000																																
3	562,000																																
4	649,000																																
5	754,000																																
6	860,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	362,000																																
2	399,000																																
3	429,000																																

第8条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(佐賀県職員給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。	(佐賀県職員給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。

附 則

(施行期日等)

- 第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（佐賀県職員給与条例（以下「給与条例」という。）第10条の改正規定に限る。）並びに第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（給与条例第7条の3、第11条の2、第11条の3、第16条の2及び別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第5条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第17条及び第17条の4の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定（任期付職員条例第8条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第7条の規定（任期付研究員条例第6条の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(適用日における任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下この条において「適用日」という。)の前日において任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の特別職給与条例、第5条の規定による改正後の任期付職員条例又は第7条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(令和3年佐賀県条例第3号。以下この条において「改正条例第3号」という。)附則第7条及び佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(令和3年佐賀県条例第37号。以下この条において「改正条例第37号」という。)附則第6条の規定に基づいて支給された給料並びに改正条例第37号附則第9条の規定に基づいて支給された給料の調整額を含む。)、第3条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(改正条例第3号附則第7条及び改正条例第37号附則第6条の規定による給料並びに改正条例第37号附則第9条の規定による給料の調整額を含む。)、第3条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による給与、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与又は第7条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。